

第9回 浜田市農業委員会総会会議録

日時：令和6年10月28日（月）9：30～11：00

場所：浜田市役所 4階 講堂ABC

1 出席委員

【農業委員】（13名）

1番 中 田 善 喜	2番 佐々木 京 子	3番 大 崎 健 太	4番 高 橋 伸 幸
6番 原 田 義 一	7番 野 上 省 三	8番 皆 本 浩 己	11番 河 上 昭 二
14番 岩 谷 淳 志	15番 藤 若 裕 香	16番 三 浦 寿 紀	18番 玉 田 一
19番 南 谷 勇			

【農地利用最適化推進委員】（13名）

1番 河 野 恒 弘	1番 近 重 邦 昭	2番 永 見 繁 廣	4番 小松原 常 雄
5番 永 見 昌 之	6番 道 下 文 男	7番 領 家 悟	10番 大 谷 数 義
12番 高 橋 久美子	14番 田 村 邦 磨	15番 河 崎 健	16番 野 村 明 治
19番 大 森 一 利			

2 欠席委員

【農業委員】岡本健治、豊田知世、川神昌暢、青葉 真、稲田勝志、柿元信次

【農地利用最適化推進委員】河西 堅、永見 孔、長野昭三、橋本安延、串崎美之

3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長、岡本農地係長、濱野主任主事

【農林振興課】松本会計年度任用職員

【しまね農業振興公社】植本相談員

4 次 第

(1)開会

(2)報告 公共事業による廃土処理届出について（1件）

農地法第2条第1項の規定による証明書の取消願について（1件）

(3)議案 議第1号 農用地利用集積計画の策定について（利用権設定3件）

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（5件）

議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）

議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（2件）

議第5号 転用統制外証明願について（非農地証明）（3件）

5 そ の 他

6 閉 会

議 長	はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第 4 条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。
事務局長	本日、欠席の報告がありました農業委員は、5 番 岡本委員、9 番 豊田委員、10 番 川神委員、12 番 青葉委員、13 番 稲田委員、17 番 柿元委員、以上 6 名から欠席の連絡がありました。 農業委員の出席は、現在 13 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。 なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、3 番 河西委員、8 番 永見委員、11 番 長野委員、13 番 橋本委員、18 番 串崎委員、以上 5 名から欠席の連絡がありました。
議 長	事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第 9 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。 続いて、浜田市農業委員会会議規則第 15 条に規定する議事録署名委員を指名いたします。3 番：大崎委員、7 番：野上委員、よろしくお願いします。 本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願いします。 それでは、「次第」の 1 番目「報告」です。報告は、公共事業による廃土処理届出が 1 件、農地法第 2 条第 1 項の規定による証明書の取消願が 1 件、です。事務局の説明をお願いいたします。なお、事前の質問等がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。
事務局	それでは、公共事業による廃土処理届出「5 号」について説明します。場所は、弥栄町の交流センターかどたから約 75m 南西です。こちらは、市道門田線生活道路整備工事として、廃土量約 50 m³を、工事個所が現地から近く経済的であり、また、所有者の希望により隣接する田との畦畔をとり、田を拡張する計画となっております。工事期間は、11 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの予定となっております。 農地法第 2 条第 1 項の規定による証明書の取消願について説明します。現地確認の資料はありません。後ほど、議題で 5 条の関係でご審議をお願いする案件で、令和 4 年 3 月の総会時において、非農地を証明した案件ですが、申請者が非農地証明を取り消して、この度、5 条の申請をしたいと申し出をしたいとされました。

	事前質問はありませんでした。説明は以上です。
議 長	それでは、次第の2番目「議案」です。議第1号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。また、事前の質問等がありましたら、事務局の説明をお願いします。
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められております。農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、3件、7筆、12,587 m²」で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。公告期間は、「令和6年10月30日から令和6年11月12日までの14日間」、開始日を「令和6年11月1日以降」とされています。 事前質問がありました。申請番号「1」につきまして、「利用年が1年の理由」につきましては、今回、貸し手のご都合で1年間の利用権設定となっております。また、「相対の利用権設定については、期間の規定はありません。」となっていることから、問題はないかと考えております。 申請番号「3」につきまして、借受人の年齢は、67歳です。 また、先月の利用権の追加説明をさせていただきます。弥栄町長安本郷の案件ですが、耕作する作物は、ポップコーンで、期間は、貸し手の都合により、半年間という設定ということでした。また、地域計画については、まだ策定されていない状況です。説明は以上です。ご審議をお願いします。
議 長	議第1号について、説明が終わりました。皆様方から何かありましたらお願いします。
三浦委員	先月の弥栄の案件ですが、今後の予定はどうかをお伺いします。
事務局	貸し手さんの体調によるもので、回復すればできるということで令和7年3月までということです。
議 長	それでは採決に入ります。農用地利用集積計画について、承認いただける農業委員、推進委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全員 ～
議 長	挙手全員です。承認といたします。 続きまして議第2号 農地法第3条の規定による許可申請は、5件です。事務局の説明をお願いします。

事務局	「16 号」について説明します。場所は、浜田港 I C から約 100m 東南東の熱田町 1 - 3 町内になります。申請は、畑 3 筆、合計 1,995 m²で、農地を有償による所有権移転です。譲渡事由は、遠方に居住しており耕作が困難で、宅地建物等と共に空き家バンク登録した物件を所有権移転するものです。サボテン等の多肉植物の生産をする予定です。周辺に他の農地はなく、影響はないと思われます。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第 3 条第 2 項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。 「17 号」について説明します。場所は、旭町本郷 戸川の八戸川漁協から約 400m 北西になります。申請は、田、947 m²で、無償による所有権移転です。譲渡事由は、遠隔地に居住しており、耕作できないためで、近くに住む譲受人に所有権移転するものです。周囲に及ぼす影響は特にないと思われます。 こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第 3 条第 2 項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。 「18 号」については、17 号と同じ譲渡人の案件となっておりますが、譲受人が農業委員であることから、後ほど説明させていただきます。 「19 号」について説明します。場所は、旭支所から約 300m 東の町内は今市 加古屋になります。申請は、田及び畑計 12 筆、合計面積は 5,166.3 m²で、有償による所有権移転です。譲渡事由は、遠方に居住しており耕作ができないことから宅地建物等と共に空き家バンク登録され、一括して所有権移転するもので、周囲に及ぼす影響は特にないと思われます。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第 3 条第 2 項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。 「20 号」について説明します。場所は、弥栄町の交流センターかどたから約 350m 東北東になります。申請は、田及び畑計 10 筆、合計面積は 12,485 m²で、有償による所有権移転です。譲渡事由は、宅地建物等と共に空き家バンク登録した物件を所有権移転するものです。周辺の土地も田や畑として使用されており、申請地を田として使用することは問題なく、もし集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的違いによる耕作への支障が出た場合は、当事者間で話し合い解決したい、と申請されています。こ
-----	---

	ちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。 事前質問として、16号の案件について、農業研修の内容についての質問があり、九州の多肉植物を取り扱う農園で、2年間、栽培・販売といった研修を行った内容で、地番256番1の現況を見ると、原野化しているのではというものです。この箇所は、平成17年頃、地籍調査の現地確認の結果、畑との判断があり、その後、現土地所有者の先代が亡くられるまでは、野菜・果樹等で利用しておられたと確認しました。20号の譲受人農業経験の有無と年齢・資金力についての質問があり、農作業歴は、11年、年齢は、48歳、資金力については、自己資金で機器等購入予定とされています。以上です。
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「16号」につきまして、「2番 佐々木委員または永見委員」をお願いします。
佐々木委員	10月10日に、委員・事務局で現地を確認しました。説明のとおりで、一部山林化しているとも思いましたが、果樹等もあったようです。居宅周りは多少手を入れれば、農地として使えるという状況だと思いました。2年間多肉植物の研修をされたということで、今後、多肉植物の生産・販売で成功していただけると、うれしいと思います。
議 長	「17号」につきまして、「17番 岩谷委員または田村委員」をお願いします。
岩谷委員	事務局の説明のとおりで、問題はないかと思います。よろしくお願いします。
議 長	「19号」につきましては、事務局からお願いします。
事務局	先日、委員さんと事務局で現地を確認しましたが、委員として問題はないと言っておられました。
議 長	「20号」につきまして、「4番 高橋委員または小松原委員」をお願いします。
高橋委員	この件につきまして、報告することがあります。航空写真をご覧くださいと、居宅の周辺では、かなりの高低差があり、畦畔等の草刈も相当する必要がある形状です。居宅のすぐ近くの畑は、家庭菜園的なところもあります。そして、この集落「門田」の説明をさせていただきますと、法人組織を立ち上げられまして、すべての農家さんに構成員となっただき、法人が耕作

	することが基本となっています。例外としては、作型が全く違う場合、例えば有機で水稻を耕作する場合は、機械も違うこともあり、例外としていますが、それ以外は、法人として耕作している状況です。譲渡人の所有者さんは年数回、その畦畔等の草刈をしておられました。譲渡人である所有者の方と、今回の申請者の方との関係は、畦畔の草刈等を指導されるなど、良好であると感じております。ですが、譲受人の草刈等の状況の話を聞くと、農業歴 11 年ということには、疑問を持ちます。譲受人は、月の半分程度は、こちらにおられるとのことですが、半分はこちらにおられないということになると、耕作ができるのかなと思います。元の所有者さんからの話からすると、最終的には、今までと同じような、法人が関与した耕作になるのかなと感じています。譲受人が地元で提示された資料を見ますと、機械を購入されて一人で耕作するとしてあります。事務局の説明の中で、「労働力・地域との関係」に問題はないとされましたが、なぜ、事務局が申請を受けたのかも、私は問題があると感じております。「空き家バンク制度」が背景にありますが、就労の点で、「支援センター」に相談する必要があるとも感じております。仲介しておられる不動産屋がどこまで理解されているのかも疑問に感じます。もし仮にこの農地が荒れて、熊とかの住処にもなれば、この地域には住めなくなることも考えられます。以上ですが、委員の皆さんも自分のこととして、どのように判断すべきか考えていただきたいと思います。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。
三浦委員	「20 号」について、地元委員さんの率直な意見でした。私も資料を見て譲受人さんはどうかなと思いました。事務局の説明の中で、「集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作への支障が出た場合は、当事者間で話し合い解決したい」とありましたが、この集落では、法人経営が主体というところですが、個人でしたいということでした。地域計画がどうなるのか気になるところです。農林業支援センターとの関わりも必要なのかなと思います。
事務局	「20 号」につきましては、提出者に今回は、「保留」にできるか確認をします。そして、内容につきまして確認し、今後の対応を改めて、どうすべきか検討したいと思います。「20 号」以外にご意見等なければ、まず、「16 号」「17 号」「19 号」の採決をしていただければと思います。

議 長	それでは、「16 号」「17 号」「19 号」につきまして、皆様方からありましたらお願いします。 無いようですので、「16 号」「17 号」「19 号」の採決に入ります。第 3 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全員 ～
議 長	挙手、全員です。承認いたします。改めて、「18 号」について、審議を行います。関係委員の除斥を求めます。 (委員退席後) 事務局の説明をお願いします。
事務局	「18 号」について説明します。場所は、旭町本郷 戸川の八戸川漁協から約 400m 北西になります。申請は、田及び畑計 8 筆、合計面積は 4,939 m²で、無償による所有権移転です。譲渡事由は、遠隔地に居住しており、耕作できないため、近くに住む譲受人に所有権移転するものです。周囲に及ぼす影響は特にないと思われます。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第 3 条第 2 項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。説明は以上です。
議 長	「18 号」につきまして、「14 番 田村委員」補足説明をお願いします。
田村委員	事務局からの説明がございましたように、農業委員が譲受人となっており、その譲受人は、地域のリーダー的存在で活躍しておられ、適任者だと思いますし、問題はないと思います。よろしくお願いします。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 無いようですので、「18 号」につきまして、採決に入ります。第 3 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全員 ～
議 長	挙手、全員です。承認いたします。関係委員の除斥を解きます。 (委員入場後) 続きまして、議第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請は 1 件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	農地法第 4 条の説明の前に、先程の 3 条の「20 号」の件で報告させていたいただきます。提出者に確認したところ、「保留」として扱ってよいという確認が

	取れましたので、報告させていただきます。この取扱いとし、今後申請者の資料提供等により、再度ご審議をいただくことがあるかと思いますことをご理解ください。 それでは4条の「8号」について説明します。場所は、三隅町の矢原自治会館から約30m南南東の、町内は矢原郷町内になります。申請は、田、345㎡で、転用目的は、顛末書も提出されていますが、昭和58年災害で元々の家屋が被災し、その後、申請人の亡き父親が無断で土地造成を行い、個人住宅の建築をした案件で、資金証明は転用済であることからありません。被害防止対策等につきましては、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持ってこれに対処する、と申請されています。 許可の判断は、第2種農地で、農地法第4条第6項、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。事前質問はありませんでした。以上です。
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「8号」につきまして、「7番 野上委員または領家委員」をお願いします。
領家委員	58年災害後、私も家屋の建築に関わった経緯もあります。現状、家屋が建っているところであります。いたしかたないと思います。よろしくお願いします。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 無いようですので、採決に入ります。第4条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全員 ～
議 長	挙手、全員です。承認いたします。続きまして、議第4号 農地法第5条の規定による許可申請は2件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「24号」について説明します。この案件は、報告事項でありました農地法第2条第1項の規定による証明書の取消願の提出があったもので、場所は、石見小学校から約750m北東の長沢町5-1町内です。申請は、畑2筆、計366㎡です。転用目的は、隣接する宅地部分も含め宅地造成を行う計画です。提出された顛末書にあるとおり、隣接する土地が宅地造成された際の残土・資材が置いてある状態となっている状態でした。資金証明として残高証明が提

	出されています。被害防止対策等につきましては、隣接地に迷惑を及ぼさないよう、堅固に施工するが、万一異議被害が発生した場合は関係当事者間で話し合い、責任を持って対処する、と申請されています。許可の判断は、第3種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。 「25号」について説明します。場所は、国府小学校から約100m東南東の、唐鐘1町内です。申請は、畑、516㎡です。転用目的は、店舗及び施設用地として、利用する計画となっております。資金証明として残高証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、周辺に農地はなく、特になしとされています。許可の判断は、第3種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。 事前質問として、24号の顛末書の無断転用に至った経緯について質問があり、隣接地の転用申請は、令和6年4月の5条許可の総会案件で、許可後、土地所有者が残土仮置き場として利用することを承諾し、6月頃から仮置きをしていたという状況です。 説明は以上です。
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「24号」につきまして、「10番 大谷委員」をお願いします。
大谷委員	事務局に確認をさせていただきたいと思いますが、当時の非農地証明の申請がいつあったかを教えてください。
事務局	令和4年6月に非農地証明の申請がありました。
大谷委員	2年前に非農地証明の申請が提出され、当時現地を確認し、その時、立木もありましたが、多少疑問に感じたこともありましたが、非農地証明を許可をした案件ですが、法務局の現地確認の結果、非農地ではなかったと聞いております。周りも宅地化しており、この度、造成の事業が整ったということで5条申請が提出されたということで、いたしたかないと考えております。
議 長	「25号」につきまして、「1番 河野委員または近重委員」をお願いします。
近重委員	8月総会時の5条の時に駐車場整備という申請があり、承認された案件の隣の農地も5条申請された案件です。店舗及び関連施設という計画です。先日、委員・事務局で現地確認をしましたが、周囲に農地はなく、問題はな

	いかと思います。よろしくお願いします。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。
佐々木委員	「25号」について、譲受人の法人はどのような法人なのでしょうか。
事務局	法人登記簿によりますと、不動産の管理、医薬品の販売、また、付帯関連する業務とありますが、計画書によりますと、ドックランが隣接する「カフェ」の建設となっております。
三浦委員	「24号」についてですが、経過はだいたいわかりましたが、残土置場の部分の説明をお願いします。
事務局	令和6年4月に隣接地の5条による宅地造成の申請が提出され、許可をしました。その後、顛末書にあるとおり、その残土を今回申請地に仮置きをされたということであります。
三浦委員	残土の仮置き場として利用することを承諾された、地権者の顛末書が提出されておりますが、隣接者の方からや残土を仮置きした業者からも顛末書を提出していただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。
事務局	今回は、地権者さんが承諾されたとした顛末書の提出がありました。今後は、必要に応じた対応を検討したいと思います。
議 長	それでは、採決に入ります。第 5 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 多数 ～
議 長	挙手多数です。承認といたします。 続きまして、議第 4 号転用統制外証明願（非農地証明願）は 3 件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「17 号」について説明します。場所は、金城町久佐まちづくりセンターから約 500m南東の新生町内です。非農地証明の対象農地は、畑 2 筆、計 254 m²で、年月日不詳から耕作放棄となり、現況山林と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生困難であり、証明可能と判断しました。 「18 号」について説明します。この案件は、3 条の 19 号と同じ所有者で、場所は、旭支所から約 300m東の町内は今市 加古屋になります。非農地証明の対象農地は、田及び畑 7 筆、合計 5,739 m²で、平成年月日不詳から耕作放棄となり、現況山林と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。

	現地確認の結果、農地利用されておらず、再生困難であり、証明可能と判断しました。 「19 号」について説明します。場所は、浜田市不燃物処理場から約 450m 西南西の生湯町 2 町内になります。非農地証明の対象農地は、畑 2 筆、計 690 m²で、平成 11 年頃から耕作放棄となり、現況山林と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、いずれも農地利用されておらず、再生困難であり、証明可能と判断しました。 事前質問はありませんでした。以上です。
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「17 号」につきまして、「5 番 永見委員」をお願いします。
永見委員	先々週、委員さんと事務局で現地確認を行いました。いずれも山林状態となっており、再生は困難であると思います。
議 長	「18 号」につきまして、事務局からお願いします。
事務局	現地を確認していただきました。非農地証明は可能とっておられたことを報告させていただきます。
議 長	「19 号」につきまして、「10 番 大谷委員」をお願いします。
大谷委員	せんだって、農業委員・事務局で現地確認を行いました。写真のとおり、再生は困難である状態でした。よろしくお願いします。
議 長	その他、皆様方からご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 ないようですので、採決に入ります。転用統制外証明願（非農地証明願）について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全員 ～
議 長	挙手、全員です。承認といたします。その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
佐々木委員	農地がある空き家バンクの案件についてですが、支援センター等との関わりがどうなのかお聞きしたいところです。3 条の「19 号」の案件で、「早生桐」という説明がありましたが、それがどういうものか教えていただきたい。
事務局	空き家バンク関係の際には、今後は、適宜、支援センターや農業振興係への相談を勧めていきたいと思います。「早生桐」については、5 年で 15m まで成長するとされ、二酸化炭素の吸収率が高く、「特用樹」とされる「桐」で、「バジル」「パクチー」とともに、譲受人が販路を持っていると聞いておりま

	す。
大崎委員	「楽天ファーム」関係ですが、当時耕作すると聞いていましたが、進んでいないようです。草刈りはどうなるのかなと思います。空き家バンクの件ですが、ダメなものはダメと言える農業委員会総会にすべきだと思います。
事務局	申請受付時につきましては、今後、適切な対応に努めていきたいと思います。
三浦委員	「楽天ファーム」関係で、わかる範囲で紹介させていただくと、割と耕作しづらい農地を手掛けられているという印象があります。以前のような計画は難しいのかなと思います。浜田市の今後のことはどうなるかわからないですが、できれば、計画を進めていただければと思います。
事務局	「楽天ファーム」については、島根県と浜田市も含め調整をすると聞いております。その状況をふまえて対応すべきと考えております。
道下委員	タブレットの貸与を受けていますが、持っておられない委員さんもおられますし、事務局も持っていないと思います。対応を考えていくべきだと思います。
事務局	当時、補助金をいただいて、18台のタブレットを購入しました。その補助金がない状況ですので、国・県に補助対象となるよう働きかけていきたいと考えております。
議 長	その他、事務局からありましたらお願いいたします。
事務局	その他は用意をしております
議 長	その他、無いようですので、以上を持ちまして、第9回総会を終了します。